

暫定ケアプランの取扱いについて

1 暫定ケアプランとは

暫定ケアプランとは、要介護・要支援認定者が、認定結果が確定する前にサービス利用を希望する場合に作成するケアプランのことです。

- ① 新規申請中の方で、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ② 区分変更申請中の方で、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ③ 更新申請中の方で、認定結果が認定有効期間中に確定しない場合

2 暫定でサービスを利用する場合の手順

- ① 見込みの介護度を決定する。
- ② 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第13条第6号から第13号までに定める一連の業務（ケアマネジメントプロセス）を実施し、暫定ケアプランを作成する。
- ③ サービス利用
- ④ 認定結果確定
- ⑤ 確定ケアプランを作成する。
- ⑥ 市へ居宅届を提出する。

3 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

① 見込みの介護度を決定する。

- 認定結果が出る前にサービスを利用する必要があるのか、十分に検討すること
- 認定結果が非該当となった場合や想定した介護度よりも低くなった場合は、費用の全部又は一部が自己負担になる可能性があることを、あらかじめ利用者又は家族に十分な説明を行うこと
- 要介護か要支援か判断に迷う場合は、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが相互に連携を図ること

② 運営基準に定める一連の業務を実施し、暫定ケアプランを作成する。

- 「アセスメント」 ⇒ 「ケアプラン原案の作成」 ⇒ 「サービス担当者会議」 ⇒ 「ケアプランの説明及び同意」 ⇒ 「ケアプランの交付(暫定ケアプラン)」 ⇒ 「個別サービス計画の提出依頼」 ⇒ 「サービス利用」 ⇒ 「モニタリング」の一連のケアマネジメントプロセスを実施すること

※要介護認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合であっても、一連の業務を行う必要がある。

③ サービス利用

④ 認定結果確定

⑤ 確定ケアプランを作成する。

(1) 暫定ケアプランから確定ケアプランの内容を変更しない場合(想定していたどおりの認定結果の場合)

- 改めての一連の業務(ケアマネジメントプロセス)は不要

ア 確定ケアプランを作成した場合、利用者又はその家族に説明し、利用者からの同意を得ること

(いつ、だれに、どのような方法で説明したかを確定ケアプラン等に記録しておくこと)

イ 改めて確定ケアプランを作成せず、暫定ケアプランを使用する場合は、必要事項を見え消して訂正及び追記するなどにより、暫定ケアプランがそのまま確定ケアプランに移行したことが分かるようにすること

(移行したことについて利用者又は家族に説明し、利用者本人から同意を得ること、またその内容を支援経過等に記録しておくこと)

(2) 暫定ケアプランから確定ケアプランの内容を変更する場合

- 認定結果が出た後、速やかに一連の業務(ケアマネジメントプロセス)を実施すること

(3) 認定結果が想定した介護度と異なる結果だった場合(要介護⇔要支援)

- 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが速やかに連携し、一連の業務(ケアマネジメントプロセス)を実施すること

⑥ 市へ居宅届を提出する。

- 認定結果に応じた居宅届を市へ提出すること
- 認定結果が出た日から2週間以内に市へ提出すること
- 認定結果が出た日から2週間を超えて市へ提出する場合は、暫定ケアプラン及び確定ケアプランの写しを提出すること ※内容確認のため支援経過等の記録の提出を求める場合あり